

# 資料 2

## 千葉県子ども子育て支援事業支援計画（案）に対する

### 市町村からの意見・質問

市町村からの意見	回答
<p>第1章 第2節 教育・保育の提供体制の確保 ＜意見＞ 見込量－確保策 という表現ではなく、 確保策－見込量 とした方が、ニーズが多く、供給が足りない場合にマイナスとなりわかりやすいと考える。</p> <p style="text-align: right;">君津市</p>	<p>○本表では「今後供給が必要となる定員数」の表示に重点を置き、当該数値をプラスで表記している。</p>

#### 【前回会議 資料4 量の見込みと確保策 抜粋】

		平成27年度					
		合計	1号	2号		3号	
				教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1～2歳
1 必要利用定員総数 (量の見込み)		188,714	76,725	12,483	55,214	9,048	35,244
2 確保 方 策	特定教育・ 保育施設	109,146		19,157	54,828	7,204	27,957
	確認を受けない 幼稚園	89,244		89,244			
	特定地域型 保育事業	1,292				331	961
	認可外保育施設	1,360			394	184	782
	確保数合計	201,042		108,401	55,222	7,719	29,700
3 今後確保を要する数 (1－2)		△ 12,328		△ 19,193	△ 8	1,329	5,544

市町村からの意見	対応・回答
<p>第1章 第3節 認可・認定に関する需給調整 3 認定こども園に移行する幼稚園・保育所 &lt;意見&gt; 幼稚園・保育所の認定こども園への移行に際しての「県計画で定める数」の設定にあたっては、市町村計画との矛盾が生じたり、市町村における幼稚園・保育所の認定こども園への移行への妨げとならないよう設定していただきたい。</p> <p>第4節 教育・保育の一体的な提供とその推進 1 認定こども園の普及 &lt;意見&gt; 「県計画で定める数」という表現は、需給調整の際の幼稚園・保育所からの移行のために量の見込み（利用定員）に上乗せする数であるため、同一の言葉を認定こども園の目標設置数（施設数）に用いることは適切ではないと思われる。</p> <p style="text-align: right;">船橋市</p>	<p>○次ページ①において回答</p>

市町村からの意見	回答
<p>第1章 第4節 教育・保育の一体的な提供とその推進 1 認定こども園の普及 ＜質問＞ 認定こども園の目標設置数の記載の方法(市町村ごとに目標設置数を定め、その内訳として「確保方策で定める数」と「県計画で定める数」の欄を設ける方法)について</p> <p>①市町村の確保方策は「教育・保育施設」として記載することとなっており、必ずしも認定こども園の数として明確化できるわけではありませんが、「市町村の確保方策で定める数」をどのように判断されるのでしょうか。(仮に別で市町村に調査等を行うとしても、その結果として提出された数は各市町村計画書には記載されているとは限りません(少なくとも船橋市の計画では幼保連携型以外の認定こども園の目標設置数は記載しておりません。)が、県計画でそれを記載するというのでしょうか。</p> <p>②記載の方法によれば、市町村の確保方策で確保される認定こども園の数に県が一定の目標数を上乗せするような形になっていますが、当該「県計画で定める数(目標数)」はどのような考え方で設定する予定でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">船橋市</p>	<p>①幼稚園・保育所の認定こども園への移行については、消費増税の延期決定や、国における認定こども園の公定価格の再検討結果を受け、各施設の意向が今後とも大きく動くことが予想され、既存施設の認定こども園への移行予定数の把握が困難な状況にある。</p> <p>○そのため、認可・認定に係る上乗せ数である「県計画で定める数」、及び「認定こども園の目標設置数」は当面設定せず、各既存施設から認定こども園への移行認可・認定申請があった場合は、原則として認可・認定を行う方向で検討を行う。なお、当該認定こども園の定員設定に当たっては、市町村の意見に配慮することとする。</p> <p>②(市町村に対する各施設の認定こども園への移行意向調査実施時点では、施設側に認定こども園への移行希望があり、かつ市町村計画に反映されていない施設の数を基に「県計画で定める数」を定める考えであった。)</p>

市町村からの意見	回答
<p>第1章 第7節 小学生の放課後対応の充実 2 放課後子供教室推進事業</p> <p>&lt;質問&gt; 『推進委員会』を設置し、放課後対策の総合的な在り方について検討します。」という2行が加筆された理由をご教示ください。</p> <p style="text-align: right;">船橋市</p>	<p>○平成26年7月31日付けで国から示された「放課後子ども総合プランについて」の通知では、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室は一体的に又は連携して実施することが目標のひとつとされている。その中で都道府県の体制・役割として放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置すると明記されていることを受け、記載したものである。</p>

市町村からの意見	回答
<p>第2章 第5節 障害児施策の推進 5 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実 ＜意見＞ 第4期市町村福祉計画の策定にあたり、国指針では施設入所者の削減が示されていますが、在宅医療体制が不十分であることから入所者数は減りません。 習志野市障がい者地域共生協議会からも重度心身障がい児が地域で生活できるよう支援機関（訪問看護、小児在宅医療等）が必要であると意見が出されています。 また、訪問医師・看護師だけでなく、福祉側（居宅介護事業者、医療型児童発達支援等）の職員も理解を深め、連携することが必要と考えられます。</p> <p style="text-align: right;">習志野市</p>	<p>○施設入所者については、国の指針により削減が示されているところですが、重症心身障害のある子どもや人については入所待機者が多く、また、児者一貫した支援が望ましいことから、平成26年度に新たに東葛地域に医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に運営する施設が開設されました。</p> <p>医療的ケアが必要な障害のある子どもについては、在宅において医療・福祉サービスが提供され、地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・教育・保健の連携を図り、在宅療養を支える体制の整備が必要と認識しており、千葉県障害者計画においても取組みの方向性を盛り込んでいるところです。</p> <p>このため、県では、国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業を受託（平成25～26年度）し、小児等の在宅支援に関わる人材の育成や医療資源の拡充、関係者のネットワークの構築を進めており、平成26年度においては、在宅で医療的支援を行う看護師の育成を図る訪問看護ステーションへの研修、在宅で医療的支援を行うヘルパーの育成を図る喀痰吸引研修、訪問看護師や福祉職員、相談支援専門員等の協働支援の在り方について検討する多職種事例検討会等を実施しています。</p>